

平成24年度第3回 野洲市景観審議会会議録

要 約 版

開催日時…平成24年9月18日（火）午後2時～3時30分

会 場…中主防災コミセン2階防災研修室

1. 開会

【事務局】 第3回野洲市景観審議会を始める。9名の委員のうち、7名が出席していることから、野洲市景観条例施行規則の第22条第3項により、委員会が成立していることを報告させていただく。

2. 挨拶

【職務代理者A委員】 審議会の途中まで、松岡会長の代役を務めさせていただく。

前回の審議会では、景観法に基づく野洲市景観計画案について市長から諮問を受け、審議を行った。その結果、諮問を受けた案の内容で市民意見の聴取を行うことで了承し、また市民意見を踏まえた審議を行った上で答申をする必要があることから案を継続審議とした。

本日は市が8月中に実施したパブリックコメント及び市民説明会で得られた市民意見への市の対応について審議を行う。

【市長】 足元の悪い中ご出席いただきありがとうございます。5月30日に第1回を開催し、今日まで景観計画について審議していただいた。この計画は昨年度制定いたしました条例に基づく計画であり、10月に決定し、年内に施行するという予定である。計画決定に関する最後の審議を委員にお願いする。

（事務局：配布資料の確認）

3. 議事案件 野洲市景観計画について

【職務代理者A委員】 パブリックコメントと市民説明会の結果を見るに、やはり市民に対する啓発というものが重要な課題になってくると思う。本計画決定後、施行までの間に何か具体的な啓発運動を考えているのか。

【事務局】 これまでにも、市の広報やホームページに情報を掲載し、市民に対する景観計画の周知を図ってきた。また昨年11月から今年2月にかけて、景観計画に使う景観写真を公募し、多くの応募をいただいた。今後もこうしたイベントで関心をもってもらうことも考えられる。引き続き、広報やホームページなどで市民にPRしていきたい。

【B委員】 パブリックコメントにおいて、コメントを寄せてくださった方に対して個別の回答は行ったのか。

【事務局】 パブリックコメントは個別には回答しないのが前提であり、直接メールで回答はしていない。代わりに寄せられた意見とそれに対する市の考えや現在の状況などを整理した資料を市のホームページに掲載している。

【C委員】 先日、第2回駅前の周辺整備構想検討委員会を傍聴したが、景観、特に緑に関する意見もいくつか出ていた。景観審議会の委員という立場から、特に計画が出来上がった後に事後評価が出来るようにしてほしいという意見に関心を覚えた。やはり、景観の中心となるものは緑であると思う。

大津市と草津市が共通した建築物の色彩規制について市長同士で話し合いをしてはどうかといったことがあった。野洲市においても守山市や近江八幡市と連携して、共通した緑、共通した街並みを考えていくべきである。

【職務代理人A委員】 意見としていただいております。

【D委員】 景観と植栽は切っても切り離せないものであると思う。だが、植栽は管理しなければ逆に見苦しいものになってしまう。景観計画の中に盛り込むものではないかもしれないが、景観計画の策定後、市には植栽についての指導や啓発をきっちりしていただきたい。

【職務代理人A委員】 既存の植栽への対応についても、市民への啓発が鍵になると考える。今後の重要課題として市にお願いする。

ほかにご質問等はないか。

なければお諮りさせていただく。議事案件野洲市景観計画については、原案通り同意するという事でいかがか。

【委員】 異議なし。

【職務代理人A委員】 ありがとうございます。

異議なしということなので、議事案件野洲市景観計画についてはその旨市長に答申することとする。それでは、答申書を作成する間休憩とさせていただきます。

(休憩)

【会長】 新幹線の遅延により遅刻したことをお詫び申し上げます。

審議を再開する。現在委員の手に配布されている答申書の内容で市長に答申するが、異議はないか。異議がないので答申を行う。

諮問を受けた野洲市景観計画については、原案に同意するという事で答申する。

【市長】 ありがとうございます。委員の皆さんには、特に暑い中ご審議いただいたことを感謝申し上げます。

4. その他案件 野洲市景観計画ガイドラインの作成について

【会長】 審議事項ではないが、野洲市景観計画の運用に際してのガイドラインを現在市が作成しており、その状況について事務局より報告していただく。

(事務局：説明)

【会長】 景観計画にも同じ内容があるが、それよりも少し詳しいガイドラインとなる。特に建築物の色彩規制については難しい部分もある。意匠の項目に壁や漆喰等、この地方独自の素材を使った建築物の写真が挙げられているが、これは単に建築物の色合いを示すものであって、素材まで限定するものではないというもの。

一部写真が分かりにくいものがあるが、今後修正するということで良いか。

【事務局】 このガイドラインは作成過程のものであり、今後修正する。

【B委員】 真ん中の写真は寄棟屋根でなく入母屋屋根の写真ではないか。

【会長】 おっしゃる通り。直していただく。

【B委員】 車庫について1点。ポリカーボネートや折板の屋根を使った簡易なカーポートが非常に多い。これも10㎡を超えると建築物として扱われる。ガイドラインの中で、車庫についてはほとんど扱われていないが、どのように考えているのか。

【会長】 駐車場の捉え方によって、1台でなく2台分の面積であるとか、幅や奥行きであるとか、そういったものが街並みにも影響を与える。景観という観点からどう誘導していくのかの記載がないということだが。

【事務局】 車庫の建築確認を行うということか。

【会長】 景観と調和しない素材の屋根が並ぶのを容認してもいいのか、ガイドラインに盛り込むことはできないのか、という意味。

【事務局】 車庫の規制についてはまだガイドラインに掲載できるまでに至っていない。

【会長】 市民に車を置いてはいけないとは言えない。まだ期間があるので、機械式の駐車場はどうするかなどについては、他市の例を参考にさせていただきたい。

景観計画が決定され、同時にガイドラインも作成されたことで野洲市の景観施策がスタートするが、これで計画が終了したわけではない。これから少しずつ予想できない問題が発生し、計画をブラッシュアップしていく必要が出てくる。

【C委員】 会議の前半に、出来上がった計画の事後評価が出来る機会を設けてほしいと意見を述べた。宇治市の平等院も、裏手は高層建築が立ち並び、平等院らしい景観は見られなくなっているということを知った。十分気をつけていかなければならないと痛感している。

【会長】 以前宇治市の景観についても関わった経験があるが、宇治市では高層建築が出来てしまってから、景観についての検討が始まった。マンションの担当者へお願いしたり、平等院に眺望ラインに植栽していただいたりとお互いに歩み寄りながら景観を守る取組をしていただいた。野洲の場合は事前に景観計画が出来ているため、事前に建築を誘導して規制することが可能であると考えている。

駐車場の件等、ガイドライン作成の留意点として事務局には参考にさせていただきたい。

5. その他

【事務局】 今後は野洲市景観計画決定の手続きに入っていきたい。予定では10月中に決定の告知、その後周知期間をおいて12月の施行となっている。景観計画の施行

までにガイドラインを作成したいと考えている。

また、今後の景観への取り組みとして、当面は野洲市独自の屋外広告物条例を検討していく。

【会長】 今後、市で検討している屋外広告物条例を審議していただくことになる。委員の皆様には引き続き野洲市の良好な景観形成に向けてご協力いただきたい。

6. 閉会

【事務局】 本日は熱心にご審議いただきありがとうございます。今後景観法に基づく都市計画審議会での意見聴取を経て、野洲市景観計画を決定し、施行する。景観計画施行後は、野洲市の景観特性に応じて逐次計画を改正し、市民の皆様とコミュニケーションを図りながら、よりよい景観計画を作り上げていきたいと考えている。

本日はありがとうございました。

—— 終了 ——